

資料 3

**大分県立病院第3期 病院総合情報システム  
(電子カルテシステム)調達**

**落札者決定基準書  
(令和4年9月20日改訂)**

**令和4年9月  
大分県立病院**

## はじめに

大分県立病院第3期病院総合情報システム（電子カルテシステム）調達にあたり、最適なシステムを選定するためにシステム性能・技術面及び価格面の2つの観点で評価する。落札者の決定にあたっては、提案内容の技術評価と入札価格等の評価を合算する総合評価方式を採用し、総合評価点の最も高い者をもって落札者とする。

本落札者決定基準は、「大分県立病院第3期病院総合情報システム（電子カルテシステム）調達」に係る落札者の決定基準を定めるものである。

## 1 審査機関及び基本的事項

### (1) 審査機関

本調達に係る審査及び評価については、大分県立病院第3期病院総合情報システム調達総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という）において実施する。

### (2) 審査内容

審査委員会は、「大分県立病院第3期病院総合情報システム（電子カルテシステム）調達入札仕様書」（以下「仕様書」という。）にて求める性能、機能及び技術等の要求要件を満たしているかの審査及び下記3に基づき付与する点数の審査等を行う。

### (3) 性能・技術等の評価

性能・技術等については、仕様書に対する提案内容及び自由提案内容（プレゼンテーション審査を含む。）を評価し、計算した得点を「技術評価点」とする。

### (4) 価格等の評価

入札価格及び保守費用に関する提案価格について、下記4(2)に示す計算式に基づき算定した得点を「価格等評価点」とする。

### (5) 「技術評価点」「価格等評価点」の得点配分は、3:1とし、それぞれ7,500点満点、2,500点満点、合計10,000点満点とする。

## 2 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法は、次に掲げる要件に該当する入札者のうち、3から4に定める評価方法により算出された「技術評価点」と「価格等評価点」を合計した総合評価点が最も高い者を落札予定者とし、審査委員会で審議のうえ落札者を決定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 「技術回答（択一式提案要件）」に定める各評価項目の要求仕様において「必須」と表示したもの全てに対応が可能なこと。（3-(5)-エの条件を確認）

- (2) 総合評価点の最高得点者が2者以上あるときは、次の順序で落札者を決める。
- ア 「技術評価点」が高い者を落札者として決定する。
  - イ 「技術評価点」が同点でかつ「価格等評価点」も同点の場合は、「自由提案要件」の得点の高い者が落札者として決定する。
  - ウ 「技術評価点」が同点でかつ「価格等評価点」も同点で、さらに「自由提案要件」の得点も同点の場合は、該当する者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、該当する者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行業務に關係のない当院職員に、これに代えてくじを引かせる。

- (3) 「技術評価点」「価格等評価点」の配分は下表のとおりとする。

評価要素			配点	合計得点
A 技術評価点 (技術回答)	択一式 提案要件	非機能要件（基本要件）	2,100 点	7,500 点
		ハードウェア要件	600 点	
		ソフトウェア要件	3,300 点	
	自由提案要件		1,500 点	
B 価格等評価点	入札価格及び7年間の保守参考費用		2,500 点	2,500 点
C 総合評価点	A + B			10,000 点

ア 総合評価点は10,000点満点とし、その得点配分は「技術評価点」を7,500点、「価格等評価点」を2,500点とする。

イ 「技術評価点」は、択一式提案要件及び自由提案要件の得点の合計点とする。

ウ 「価格等評価点」は、入札価格及び7年間の保守費用に対する得点とする。

### 3 技術回答の評価方法

- (1) 技術回答は、各評価項目の要求仕様に対する応札者の対応方法等について当てはまるものを1つ選択して記号で回答する択一式提案要件及び評価項目に対する具体的な実現方法等を記述にて回答する自由提案要件の2種類とする。
- (2) 技術回答の評価は、提出された技術回答に対して、(4)に示す技術回答の評価基準（以下「評価項目」という）に基づき評価を行う。
- (3) 技術回答の7,500点満点のうち択一式提案要件の配点を6,000点満点、自由提案要件の配点を1,500点満点とし、各評価項目の配点は各評価項目に定める最高点を上限とする。

(4) 技術回答の評価基準

技術回答	評価項目	最高点	配点割合
提案要件	1 非機能要件（基本要件）	2,100	35.0%
	2 ハードウェア要件	600	10.0%
	3 ソフトウェア要件	3,300	55.0%
	(1)電子カルテシステム	1,800	30.0%
	(2)地域医療連携業務支援機能	55	0.92%
	(3)医事部門システム	100	1.67%
	(4)再来受付システム	55	0.92%
	(5)DPC 機能	55	0.92%
	(6)重症部門システム	460	7.66%
	(7)統合情報表示機能	175	2.92%
	(8)物流管理システム（医薬品）	125	2.08%
	(9)物流管理システム（医療材料）	125	2.08%
	(10)文書管理システム（タイムスタンプ・電子証明付）	175	2.92%
	(11)DWH と BI ツール	175	2.92%
択一式提案要件の合計点		6,000	100.0%
自由提案要件	1 システム構築体制及びコスト削減案について <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの導入体制・移行計画</li> <li>・システム導入時の病院職員の負担軽減</li> <li>・システムの保守サポート体制・セキュリティ対策</li> <li>・調達コスト、保守コストの削減案</li> </ul>	1,500 点	
	2 当院へ推奨する病院総合情報システムの将来構想について <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的なシステム拡張、発展性、患者データの利活用に関する構想</li> <li>・地域医療連携に関する構想</li> </ul>	1,500 点	
	3 自由提案：電子カルテベンダーとしてアピールしたいこと <ul style="list-style-type: none"> <li>・本調達内で当院で利用可能かつ有用な新しい技術、機能、情報設備の導入提案など</li> </ul>	1,500 点	
	自由提案要件の合計点	1,500	100.0%
技術回答の合計点		7,500	100.0%

(5) 抜一式提案要件の採点基準

ア 各評価項目の要求仕様に対する回答は、次のイに示す抜一式提案要件選択肢及び配点に定める回答内容から該当するものを1つ選択して、記号で回答するものとし、選択された回答については、イに示す配点に基づき評価を

行う。

なお、回答に際しては、ウに示す回答条件を付加する。

イ 択一式提案要件選択肢及び配点は下表のとおりとする。

記号	回答内容（対応方法）	配点
A	パッケージ標準機能で対応可能。	5点
B	パッケージ機能がないが見積範囲で対応可能。	3点
C	要求仕様通りではないが、一部対応可能。 (対応可能な部分は見積範囲に含む)	1点
D	対応不可能、又は多額の開発費用が必要（記載なしはDとみなす。）	0点
E	該当しない	除外

ウ 回答条件は以下のとおりとする。

(ア) 回答「A」及び「B」は、全て入札価格の範囲内で実現できるものとする。

(イ) 回答「A」については、要求仕様の該当システムに限らず、提案するシステムのいずれかにおいてパッケージ標準機能で満たすことができれば「可」とし、択一式提案書の備考欄に実際に機能を実装したシステム名を記載し、実現性を明確に示すこと。

また、回答「C」については、仕様通りでない内容を備考欄に記載すること。

(ウ) 必要に応じて、前記(イ)に記載された事項に対して、当院から記載内容について確認することがある。

(エ) 前記(ウ)の確認によって、事実と異なる回答であることが判明したときは、審査委員会で協議のうえ、当該要求仕様の回答を無効とし、回答を「D」とすることがある。

(オ) 択一式提案書の内容に疑義がある場合、プレゼンテーション審査前又は審査時に確認することがある。

(カ) 一つの項目の要求仕様に対し2つ以上の回答を選択し記載した場合は、当該要求仕様の回答を無効とし、回答「D」とする。

(キ) 本入札で調達を行うシステムについて、バージョンアップ等で令和4～5年度中にリリース予定の機能適応を、稼働後1年度以内に受託者の責任で確実に実施する場合は、各機能要件について「A」又は「B」評価としてよい。

注) 択一式提案要件のうち一部の重要な項目については、審査委員会にて自由提案要件の加点または減点の対象となることに留意すること。

エ 上記ウの回答条件に関わらず、必須項目として設定した項目に対して、「C」

又は「D」の回答をした者は、この入札において失格とする。

オ 各評価項目の得点の算出方法は以下のとおりとする。なお、各評価項目の最高点は3-（4）による。

各評価項目で獲得した総得点
$\text{※各評価項目の得点} = \frac{\text{各評価項目の最高点} \times \text{各評価項目の要求仕様件数} \times 5 \text{ 点 (満点)}}$
(小数点が出た場合には、小数点第1位を四捨五入)

#### (6) 自由提案要件の採点基準

ア 提出された技術回答（自由提案要件）について、3-（4）の評価基準に定める各評価項目についての回答内容が十分満足できるものであり、かつ、実現可能性が高いものであるか等について書類審査及びプレゼンテーション審査により評価する。なお、自由提案要件の最高点は1,500点満点とする。

イ 自由提案要件の評価項目毎に、審査委員会の審査委員が評価し、以下のように得点を付与する。

評価	配点
非常に優れている提案である	5点
優れている提案である。	4点
普通の提案である。	3点
レベルの低い提案である。	-3点

ウ 自由提案要件の得点の算出方法は以下のとおりとする。

各提案者の獲得点数
$\text{※ 自由提案要件の得点} = 1,500 \text{ 点} \times \frac{\text{審査委員評価の最高点 (満点)}}$
(小数点が出た場合には、小数点第1位を四捨五入)

## 4 価格の評価方法

(1) 「価格等評価点」の合計は2,500点満点とする。

(2) 入札価格及び7年間の保守費用の評価の合計で計算する。

価格評価点:2,500点=「価格評価点①:1,250点」+「価格評価点②:1,250点」

ア 初期費用(入札価格)の評価

入札価格金額の一番低い金額(以下「最低提案価格」という。)を提示した提案者に、1,250点を配分し、その他の提案者は次のように計算する。

#### 最低提案価格

$$\text{※ 「価格等評価点①」} = 1,250 \text{ 点} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{その他の提案者の提案価格}}$$

(小数点が出た場合には、小数点第1位を四捨五入)

(入札者の入札価格が予定価格を上回った場合は、落札者としない。)

イ 保守参考費用(7年間)の評価

保守参考費用(7年間)の基準額を30,000万円(税込)とし、提案者の保守参考費用(7年間)(以下「提案価格」という。)から、以下のように配点する。

1,250点

基準額より大きく低減

・提案価格が2.6億円未満(税込)

1,000点

基準額より低減

・提案価格が2.6億円以上3.0億円未満(税込)

750点

基準額と同程度

・提案価格が3.0億円以上3.4億円未満(税込)

500点

基準額より増加

・提案価格が3.4億円以上3.8億円未満(税込)

0点

基準額より大きく増加

・提案価格が3.8億円以上4.2億円未満(税込)

-100点

基準額より極めて大きく増加

・提案価格が4.2億円以上(税込)